

2024 年 9 月 17 日

東京大学総長 藤井輝夫 様

東京大学教養学部学生自治会 自治会長 ガリグ優悟
同会 理事会

授業料値上げ第二案について

9 月 10 日、東京大学は在学生に対して授業料改定案と学生支援拡充案（以下、「第二案」）を公表するとともに、同日の記者会見において、藤井総長はこの案が早ければ 9 月中に決定されうる旨、発言されました。私たちは、この動きに対して既に反対の緊急声明を出すとともに、第二案について学生を対象とした全学アンケートを実施しています。

私たちはここに、第二案について問題点を指摘して批判するとともに、藤井総長に対して質問・要望を行います。

1 第二案の手続的不当性

「第二案」の問題点の本質は、授業料値上げという社会と学生個々人の生活に多大な影響を与える事柄を大学の「経営陣」のみで検討し、しかも余りに拙速な議論をもって決定しようとしている所にあります。

今月 10 日に行われた会見で藤井総長は、「学内手続きを経て、9 月中には正式決定する予定」であると発言されています。私たちはこれを今月 17 日に予定されている教育研究評議会の定例会議、また 18 日に予定されている経営協議会の定例会議にて了承を得た後、役員会を経て 9 月中には総長による決裁を行い、第二案のまま授業料値上げを決定する意思表示だと受け止めています。9 月 10 日に案を公表し、9 月末までに決定するというのはあまりに拙速で、反対意見が出ることは想定されていないか、想定していてもそれを踏まえて案を変更することは視野に入れていないと受け止めました。

これまで、藤井総長は 6 月に「総長対話」を開催するとともに、大学本部が実施したアンケートで集まった 1000 件の学生の声に A4 用紙 7 枚で答えられ、9 月 10 日には UTAS を通じて一方的に第二案を示されました。確かに、6 月の第一案と比べると第二案には、幾らか変化した点があります。しかしそれらは「学生の意見を踏まえた」というには程遠いものです。教養学部では前期課程生だけで 2000 の賛成票を集めた授業料値上げ白紙撤回を求める「駒場決議」が出され、本会などが実施したアンケ

ートでは全学から 2000 の回答を集めました、いずれに対しても総長は何らの反応を示されていません。

そればかりではなく、大学本部は夏季休暇中に学生担当の理事を値上げ反対団体に赴かせ、個別に懐柔を図っていました。このような分断工作を行うのではなく、学生全員に対して第二案に対して再び説明をし、意見を聴く機会を設けてください。これまで大学院に進学する学友はもとより、将来の入学生のことを考慮して反対の意見を示してきた一般学生は、完全に蚊帳の外に置かれています。

本会は、東大確認書や東大憲章の理念に基づき、これまでの自治会と大学側の歴史・慣習を踏まえて授業料値上げ問題について「交渉」の機会を求めてまいりましたが、この歴史的意味を持つ「交渉」は不本意ながら労働法上の「団体交渉」に読み替えられ拒絶されました。大学本部は、国立大学時代も含めた東京大学の歴史を直視せず、このように学生側の要望を完全に無視して来ました。そして、7月1日に「総長対話」を踏まえて本会が行った交渉過程についての要望書は、現在に至るまで黙殺されています。

そればかりではなく、総長はご自身で「総長対話」の際に次の「対話」を設けることについて熟慮される旨の発言をされていたにもかかわらず、その熟慮結果すら示さずに一方的に第二案を提示し決定プロセスを開始されています。このような大学本部の態度は、学生を大学内における一主体として認めないという意思表示に異ならず、「学生にかかわりのある事柄を一緒に考える仕組みの構築にむけて検討を開始」という第二案公表時のメッセージも空虚なものとして響くばかりです。

話し合いはもとより、学生と対面して説明する責務を放棄するのは、授業料値上げに隠さなければならないやましいことがあると言っているようなものです。藤井総長におかれましては、仮に今回の授業料値上げが正当なものと信じているのであれば、一方的に説明文書を提示するのではなく、再び学生と直接話す機会をもって、双方向の話し合いによって相互に意思疎通する機会を設けるよう強く要望します。

教養学部では6月に授業料値上げの白紙撤回を求める「駒場決議」が学生投票で批准されました。そしてこの決議には、全学から100名超の教職員の方から実名で賛同の署名をいただいています。実際に教育・研究を行う教授陣の中ですら異論がある中で、授業料値上げを強行するのはあってはならないことだと考えています。「公益的」考慮も確かに重要ですが、現場の声を拾い上げることも同様に重要です。そして、大学執行部意外の者は皆「公益的」考慮ができないという誤った考えをお持ちなのであれば、直ちにその考えを修正し、あらゆる大学構成員の訴えに耳を傾けてください。

3 第二案の内容的不当性

第二案は、その内容も第一案から本質的な問題点について改善が見られていません。本会は、他の学生自治団体と連名で全学アンケートを実施し、問題点の詳細について検討しているところですが、現段階でも少なくとも以下の点を指摘可能です。

(1) 授業料減免措置による手当ての限界

「駒場決議」をはじめとして値上げに反対する一つの論調は、「授業料値上げは様々な事情で経済的困難に直面している学生を高等教育から疎外し、大学入学および大学院進学の際の経済的・心理的障壁を高め、個人の選択を不当に歪める一方で、授業料減免措置はこれらの問題を根本的に解決することができない」というものでした。

第二案では、世帯年収 400 万円～600 万円の学生について「個別の事情」を考慮することを述べていますが、世帯年収は高いものの経済的 DV を受けている学生などは考慮されませんし、予算不足を理由にした対応の制限も当然に懸念されます。このように内容の不十分性だけでなく、第二案とともに示された手当てがいずれも抽象論に終始している上、大学本部はこれらを「整えたい」「強化を早急に進める」と言うばかりで、本当に手当てとして実現するものなのか全く分かりません。授業料値上げに関する大学本部の矛盾挙動に鑑みれば、これらの反対運動を抑えるだけのリップサービスに過ぎないのではないかとこの強烈な不信感に襲われます。

授業料値上げとそれへの手当ては必ずセットでなされるべきものです。手当てが具体性に欠ける以上、授業料値上げそれ自体も再考されなければなりません。

(2) 博士課程のみ据え置きの効果

第二案は、博士課程のみ授業料を据え置く方針をとっています。仮に博士課程だけを対象に据え置いたとして、研究者の育成が実際に進むのか疑問ですし、特に文系学生にとっては修士課程への進学の際に小さくないハードルがあると思われます。また、博士課程のみ据え置きの根拠として博士課程生は生計を自ら支えている学生が多いという学生生活実態調査の結果を挙げていますが、このような学生は修士課程生にも 25%存在していることを見落としてはなりません。

実際に博士課程に進む学生に対して調査を行って研究者となることへのハードルの所在や生活実態（授業料負担者を含む）をより明確にしなければ、本来博士課程のみ据え置きと言った判断はできないはずです。博士課程のみ据え置きについてはアカデミアに必要なエビデンスが致命的に不足しています。

これを踏まえれば、博士課程のみ据え置きというのも、教員や学生の反対意見を取り入れたという建前に過ぎないのではないかとこの疑念を抱かずにはられません。

(3) 増収分の使途

増収分の使途についての説明は、大学本部でも二転三転しているように思われます。「総長対話」で総長が強調された体験型プログラムの拡充は、第二案公表時の資料には明示されていません。大学本部として増収分をこれに充てることを撤回したか、それとも「総長対話」では微々たる支出を過大に宣伝していたかのいずれかと思われま

す。また、増収分の使途の最大の割合を占めるものとして、「学修履歴・在学時の活動履歴の可視化」が突然登場しました。これが経済的に困窮している学生を排除してまで行わないといけないことなのか甚だ疑問ですし、その必要性についての全学的な議論も不足していると考えています。

増収分の使途の提示は、これまで一貫して求めてきたことですが、いざ提示されてみるとこれまで授業料値上げの必要性を説いていた時の説明と一貫せず、信頼性に欠けていると感じています。

以上の三点を見ただけでも、授業料値上げに当初から付きまどってきた本質的な問題が何ら解消されていないばかりか、大学本部は授業料値上げありきでそれと付随して当然に考慮すべき問題について真摯な検討を行っていません。

第二案の本質は「総長対話」において学生の非難に遭った案と何ら変わるところがないばかりか、根拠のない小手先の修正によって反対運動を分断しようとする姑息な対応のもとに生まれたものであるということができるといえるでしょう。

3 まとめ

これだけの手続上・内容上の問題を有する案を十分な議論を経ずに決定することは、大学人としてのあるべき姿と言えるでしょうか。問題点を認識しつつ放置するのは「無責任」、教授会内部での反対意見を踏まえないのは「非民主的」「議論の放棄」との非難を免れません。

本当に学費値上げが必要なのであれば、大学本部はこのような姑息な手段に訴えず、白昼堂々、教授や学生、さらに社会に対して自らの口で説明を行い、理解を求めれば良いはずですが。なぜそれができないのかという至極単純な疑問さえ湧きます。学生にアカデミアの一端を示し、私たちが本来、学問的に尊敬してきた教員の先生方がこのような形で、議論すら許さず真理あるいは最適解を探究することを否定されるのであれば、強い遺憾の意を示さずにはられません。

藤井総長には、大学の経営陣である前に、一人の大学人としての矜持に立ち返っていただきたいと思います。その上で私たちの考えにご理解をいただき、本学の長として勇気を持って大学本部の強硬姿勢を改めていただきたいと思っております。そして、教授会・学生など大学の全ての構成員がこの問題について十分に議論した上で、

大学の財務状況と将来の入学生のことを踏まえたときの最適解を議論を通じて導いていくのが大学としてあるべき姿ではないでしょうか。

4 以上を踏まえた質問と要望

(1) 第二案について、学生の声は十分に反映されているとお考えか。また、その理由。

(2) 指摘した第二案の問題点についての見解

(3) 第二案の決定プロセスを即刻凍結し、期限を定めずに、または十分に長い期間をとって学生を含めて全学的に丁寧な議論検討の機会を設けよ。

(4) 大学における歴史的意味での学生との「交渉」に応じよ。(ここでいう「交渉」とは、学生・教員で構成される議長団が議事を行い、学生の代表者と大学本部の代表者が議論を行いつつ適宜一般学生・教員からの意見を述べる機会を設け、そこで一致した事項がある場合には、双方が各自の決定機関にかけて審議するべき効果を発生させるものを指す。)

(5) 前項の意味での「交渉」に応じられない場合、その理由を明確にした上で、対面で学生と教員が共同で司会進行をする「総長対話」を最低限実施せよ。